

# 財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位: 百万円)

団体名 会津美里町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,067	5,205	589	7,861

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	11,655	11,345	311	264	138	14,194	
一般会計等	11,655	11,345	311	264		14,194	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	505	585	80	280	209	1,815	884	法適用
簡易水道事業特別会計	301	291	9	9	6	583	136	
下水道事業特別会計	729	709	20	20	181	3,746	2,690	
農業集落排水事業特別会計	143	136	7	7	38	1,097	915	
個別合併浄化槽事業特別会計	11	10	2	2	3	38	20	
住宅用地造成事業特別会計	34	34	0	67	34	49	0	
工業団地造成事業特別会計	56	55	0	0	15	0	0	
国民健康保険特別会計	2,584	2,427	157	157	168	0	-	
介護保険特別会計	2,211	2,112	99	99	359	5	-	
後期高齢者医療特別会計	215	214	1	1	79	0	-	
老人保健特別会計	15	15	0	0	14	0	-	
公営企業会計等 計				82		7,333	0	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。

2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。

4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
会津若松地方広域市町村圏整備組合								
一般会計	4,641	4,309	332	332	5	2,319	43	
水道供給事業会計	715	510	205	763	0	2,772	582	法適用
福島県市町村総合事務組合								
一般会計	12,538	10,917	1,621	1,621	2,966	0	0	
消防補償等特別会計	1,557	1,557	0	0	0	0	0	
消防費いづつ金特別会計	5	0	5	5	0	0	0	
非常勤職員公務災害補償特別会計	50	44	6	6	20	0	0	
自治会館管理特別会計	14	13	1	1	1	0	0	
福島県後期高齢者医療広域連合								
一般会計	2,961	2,886	75	75	0	0	0	
後期高齢者医療特別会計	215,175	206,085	9,090	9,090	2,231	0	0	
一部事務組合等 計				11,893		5,091	625	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
会津若松土地開発公社	0	233	2	0	0	0	0	0	
(株)会津美里振興公社	2	60	20	0	0	0	0	0	
(株)米夢の里	0	38	5	0	0	0	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			27	0	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,072	1,073	1
減債基金	11	41	30
その他充当可能基金	1,477	1,757	280
充当可能基金 計	2,560	2,871	311

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	8.11	3.35	4.76	13.79	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	16.22	11.52	4.70	18.79	40.00	下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	15.4	14.7	0.70	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	139.2	115.1	24.10	350.0		個別合併浄化槽事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.29	0.28	0.01			簡易水道事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	85.5	81.3	4.20			住宅用地造成事業特別会計	-	-	-
						工業団地造成事業特別会計	-	-	-

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示している。

2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経常健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。

4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。

# 財政状況等一覧表（平成21年度）

単位は「百万円」であることに注意  
 三セク調査以外の項目については、健全化判断比率算定様式に係る様式番号である  
 突出指示の無い項目については、各会計の決算書類を元に記載すること

1 「会計名」	1 「歳入総額(1)」	1 「歳出総額(2)」	1 「歳入歳出差引額(3)」	(単位:百万円)
団体名	市			
				標準税収入額等 A
				普通交付税額 B
				臨時財政対策債発行可能額 C
				標準財政規模 A+B+C
				総括表
				総括表

## 1. 一般会計等の財政状況

1 実質収支額(11)	1 「地方債現在高(12)」	(単位:百万円)					
会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計							
××会計							

公営企業会計である場合  
 2 「特別会計名」  
 公営企業会計でない場合  
 1 「特別会計名」

公営企業会計である場合  
 法非適用企業の(歳入)  
 2 「歳入額(3) s」  
 公営企業会計でない場合  
 1 「歳入総額(1)」

公営企業会計でない場合  
 1 「歳入歳出差引額(3)」

公営企業会計である場合  
 2 「(8)資金不足額・剰余額」  
 公営企業会計でない場合  
 1 「実質収支額(11)」

## 2. 公営企業会計等の財政状況

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
会計								法適用企業
会計								法適用企業会計である場合のみ備考欄に記載
公営企業会計等 計								

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外

4 「組合又は地方開発事業団の名称(1)」  
 「会計名(2)」

4 「実質赤字(黒字)額・資金不足(剰余)額(3)」  
 「(11)」  
 ただし、総合事務組合など実決算が異なる場合は、健全化比率様式の数値と不一致でも差し支えない。

4 「(3)のうち一般会計等負担等見込額(4)」  
 「(8)」

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
事務組合								
一部事務組合等 計								

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は、当該団体から	当該団体から	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
土地開発公社								土地開発公社である場合:総括表「土地開発公社」
道路公社								それ以外の法人:4 F-A「損失補償債務等負担見込額」
財団								
地方公社・第三セクター等 計								

対象となる三セクについては、「作成要領」4.を参照。基本的に昨年度と同範囲。三セク調査 調査表1に基づいて記載すること。

## 5. 充当可能基金の状況

充当可能基金名	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A
財政調整基金			
減債基金			
その他充当可能基金			
充当可能基金 計			

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金・預金・国債・地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計名)	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A
実質赤字比率									
連結実質赤字比率				25.0	35.0				
実質公債費比率									
将来負担比率									
財政力指数									
経常収支比率									
総括表「実質赤字比率(%)」(平成21年度決算)	赤字比率・「資金不足比率」は、収支			総括表「実質公債費比率」(平成21年度決算)		総括表「連結実質赤字比率」の「財政再生基準」(平成21年度決算)			
総括表「連結実質赤字比率(%)」(平成21年度決算)	再生基準は平成			総括表「将来負担比率」(平成21年度決算)		率を正数で表示している			

3. 早期健全化基準に相当する資金不足比率の健全化基準は、公営競技を除き、率 20%である(公営競技は0%)。